

2023 年 5 月 26 日

教職員ならびに学生各位

教務部長

授業レポート等における生成系 AI への対応について

現在、ChatGPT 等によって代表される生成系 AI の利用が急速に拡大しています。大学教育におけるこれらの活用方法や制約のあり方は、今後、大きな社会的課題として、議論されていくべきものと考えられます。

ただし、成績評価に関わる提出物が、学生本人自身による考察、研究によって成されるべき原則が変わるわけではありません。令和 5 (2023) 年度の本学における成績評価に関わる指針を下記のように定めます。

・ 基本的指針

レポート、リアクションペーパー、学位論文等の成績評価に関わる提出物において、生成系 AI を利用した成果物（文章、計算結果等）を用いることは、授業担当教員による使用の許可がない限り、認められません。教員による指示もしくは許可があった場合は、その方針に則ったうえで提出することを可とします。

・ 不正行為への対応

担当教員の許可なく、生成系 AI を利用した成果物を、レポート、リアクションペーパー、学位論文等に用いた場合、不正行為となります。学則 44 条（大学院学則 47 条）及び学内試験における不正行為者の処分内規等に基づき教務委員会において審議し、処分の対象となる場合があります。

以上